

奈良教育大学学長は、2024年1月9日、附属小学校（以下「附小」）の教育課程およびその実施や学校運営に不適切な点があったと発表し、同3月29日には附小の複数の教職員（校長をのぞく）を懲戒処分とし、教職員の多くを3年計画で県内の公立学校等に出向させることを決め、さらに附小の「改善」を指示しました。

附小の教育課程は本当に不適切だったのでしょうか。学長は処分の理由として、附小の教育課程が実施学年を変更するなど学習指導要領どおりでないこと、教科の単元にかける時数が検定教科書に記載されたとおりでなかったこと、書道の授業で筆ペンを使用していたこと、道徳科を全校集会形式で実施していたことなどが学習指導要領等に照らして不適切だったことをあげました。しかし、これらの教育課程は悪意や怠慢にもとづくものではなく、長年にわたる研究的な教育実践の成果にもとづき児童の教育に必要なかつ適切なことと判断して行った創意工夫でした。実際、一人処分を免れた校長（当時）さえ、「本校の教員は子どもに対して実に丁寧にきめ細かく指導していたことは間違いなく、驚くほど前向きに自分の言葉で話せる児童が多いことも事実です」と述べ、附小では優れた教育実践が行われていたと認めています。

また、学校運営のあり方に関して、附小のこの校長（当時）は、主任制が実施されておらず、校長の提案が職員会議等によって「否決、保留、不同意、継続審議」とされて権限行使が妨げられたなどと主張しました。学長が設置した調査委員会は、校長の主張する事実はいずれも存在しなかったと認定したものの、校長がそのような認識した背景に附小の運営体制の問題があったと決めつけました。職員会議等でのいねいな議論を大切にする附小の運営体制は、トップダウンの学校運営を推進しようとする校長（当時）の意に沿わないものだったのかもしれませんが、しかし、学校教育法上校長は学校を代表する立場にあり、所属職員を指揮監督する権限があるとされていても、このことはトップダウンの運営体制を求めたり、教職員によるいねいな議論を排除したりするものであってはなりません。

教育現場で不適切と疑われる事象が生じたときは、事実やその理由をていねいに解明し、改善が必要なときは適切な改善策を講じ、その疑いに理由がないときは誤解を解く取り組みを教職員自身が主体的に行なっていくべきです。附小の教育課程や運営体制にも改善すべきところがあるときは、児童や保護者との対話をもとに、まず教職員が学校内で解決を図っていくことが必要です。しかし、学長他の意図やセンセーショナルな報道が先行し、保護者や児童が望んでいない処分が先行したことは、解決のあり方として逆でしょう。学長が理由にならない理由で懲戒処分・出向・改善指示を行ったことの方に、見過ごせない誤りがあると言わなければなりません。ところが、奈良教育大学では、学長が任命した委員による調査委員会が組織され、附小の教職員に対する長期間にわたる執拗な調査が行われました。これにより、深く精神的に傷つけられた教職員もいました。このようなやり方で一方的な調査が行われ、教職員や児童・保護者などの当事者が納得できない結論が押しつけられると、当事者の教え学ぶ人間としての誇りが傷つけられることはもとより、学校の教育活動は回復し難く衰弱してしまいます。

学長による一連の措置は、附小の優れた教育実践を強引に打ち切ろうとするもので、附小での教育実践に使命と喜びを感じてきた教職員の人格を傷つけるものです。もちろん最も被害を受けたのは児童達で、自分たちが受けてきた教育を否定されて深く傷つき、信頼してきた教師と豊かな学習を続ける機会を奪われました。学長は一連の措置は附小を改善するために必要だと説明していますが、実際には附小の児童や教職員を傷つけ、附小の教育実践の破壊になってしまいました。

私たちは、奈良教育大学が教育実践を発展させる教育研究機関としての使命と役割を再認識し、附小の教職員・児童・保護者による学校づくりを支え発展させる道に立ち返ることを求めます。